

平成22年度開発援助調査研究業務
「各国の災害救援における軍の派遣体制と事例」

1. テーマ:各国の災害救援における軍の派遣に関する調査研究		
2. 調査対象国:G8+中華人民共和国、大韓民国、オーストラリア		
3. 調査チーム:		
氏名	所属・肩書	担当
熊野 忠則	株式会社アンジェロセック 人間開発部 部長	総括/人道支援専門家
瀬谷 ルミ子	(特活)日本紛争予防センター 事務局長	民軍協力専門家
小川 和久	(特活)国際変動研究所 理事長	軍事専門家
西 恭之	(特活)国際変動研究所 主任研究員	調査員(軍事)
安富 淳	(特活)日本紛争予防センター 事業統括次長	調査員(民軍)
4. 調査実施期間:2011年1月～2011年3月		
5. 調査方針		
(1)目的		
<ul style="list-style-type: none"> (イ) 主要国の海外における災害救援活動への軍の派遣体制や事例等について情報収集を行う。 (ロ) 上記の情報を整理・分析し、我が国の今後の海外における災害救援の方針策定の参考とする。 		
(2)対象・時期		
<ul style="list-style-type: none"> (イ) 対象:G8+中華人民共和国、大韓民国、オーストラリア (現地調査対象国・機関:米国、イギリス、ドイツ、オーストラリア、EU、NATO) (ロ) 時期: 2011年1月11日～2011年3月31日 <ul style="list-style-type: none"> ① 調査実施計画の策定:2011年1月中旬～下旬 ② 国内解析:2011年1月下旬～2011年3月中旬 ③ 現地調査:米欧 2011年2月14日～2月27日 オーストラリア 2011年3月1日～3月5日 ④ 報告書作成・取りまとめ:2011年3月上旬～3月下旬 		
(3)方法		
<ul style="list-style-type: none"> (イ) 文献調査 (ロ) インタビュー調査 (ハ) 収集情報の整理・分析 		
6. 調査結果		
<p>災害救援に際する軍の派遣については、各国ともに文民主導かつ最終手段としてニーズ、迅速性、有効性の観点から検討している。また、オスロ・ガイドラインは軍の派遣に関する重要な指針として認識されている。いずれの国においても、災害救援は緊急対応が必要であり、軍派遣の有無含む国内外の支援調整・決定プロセスが迅速に行われるよう配慮されている。各国の海外における災害救援時の軍の派遣方針及び指揮命令・主要調整機関を示す。</p> <p>なお、武器携行等の安全対策については個別の対応をとっている他、実際の派遣実績は国によって大きく異なる。</p>		

国名	軍の派遣方針	指揮命令・主要調整機関
米国	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国連人道問題調整部(UNOCHA)からの派遣要請は、オスロ・ガイドラインに基づく。それ以外の派遣要請は、独自の指針を適用。 2. 災害支援の軍派遣を決定する判断基準。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災国と国際社会の対応能力が被害を超えていること (2) 文民組織または文民機構から軍に支援要請があること (3) 軍が文民機構に無い特殊能力・手段を有すること 3. 軍による支援は以下の3点を順守。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 軍事作戦の明確な定義 (2) 最小限のリスク (3) 他の主要な国防総省のミッションへ影響を与えない 	国際開発庁(USAID)／ 海外災害援助部(OFDA) 国務省 国防総省
英国	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国際開発庁と国防省の間で、オスロ・ガイドラインに準拠した役務内容合意あり。 2. 災害支援の軍派遣を決定する判断基準 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人道的ニーズとそれに対する文民支援の明らかなギャップがある場合。 (2) 軍の参加が現地住民及び支援活動全般にとって許容される場合。 3. 軍による支援が文民による支援に対して比較優位性があり、需要ベースで活用されること。 	国際開発庁(DFID) 国防省 外務省 内務省
ドイツ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「軍の外国派遣に関する議会参加法」に準拠し、議会の承認が必要。 2. オスロ・ガイドライン、軍及び民軍資産に関する(MCDA)ガイドライン、European Consensus on Humanitarian Aid の理念に基づき、軍の派遣は最終手段。 3. 軍の派遣に係る基準は存在せず、関係省庁との協議により決定。 	内務省 外務省 国防省
オーストラリア	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国としての派遣判断基準は明文化されていない。 2. 軍事資産の利用は、オスロ・ガイドラインに準拠し、軍が他機関よりも迅速に行える支援活動に対し、「最後の手段」という定義を実用的に解釈し利用。 3. 軍事資産の利用は「被災者の苦難の軽減、及び生命・財産の保護」を効果的に行うことを目的としている。 4. 軍派遣に対する法的制約は少なく、法体系は軍の海外派遣に対し、内閣国家安全保障委員会に多大な裁量権を与えている。 	内閣国家安全保障委員会 国際開発庁 国防省 外務貿易省 連邦警察 司法省(緊急事態管理局) 財政・規制緩和省

NATO	北大西洋理事会の全会一致の賛成を以って軍派遣を根拠づけ。	欧州・大西洋災害調整センター(EADRCC) ニーズアセスメントチーム 常設軍事委員会 北大西洋理事会(NAC)
EU	自然人道災害支援を所轄する部門の行動規定において、文民部門の支援では不十分と判断された場合、最終手段として軍資産の使用が可能な旨定義。	欧州委員会人道支援援助局(ECHO)
カナダ	1. オスロ・ガイドラインを基にした独自の指針あり。例外を除き、軍は人道支援に従事しないことを明記。 2. 国防法第 31 条は、政府が軍を国内外で任務につけることができるとし、第 32 条はその際に政府は 10 日以内に議会を招集しなければならないと規定。	政府 議会 国防省
フランス	1. オスロ・ガイドライン同様、軍の派遣は最終手段と位置付け。 2. 国防法典第 1 部2章に「法律に基づく要請なしには、いかなる軍事力も、共和国領土において、民間防衛及び民間安全保障のために行動することはできない。」と明記。	大統領 国防省 内務省
イタリア	1997 年制定の法律により、軍派遣の決定には議会の事前承認が必要と規定されているが、以下の理由により、憲法第 77 条の規定による緊急時の政令発令による軍派遣が行われることが多い。 (1) 憲法上議会の事前承認が必要か不明確 (2) 緊急時に限り議会の委任なしに法律と同等の効力を有する政令を制定することができる (3) 政令による派遣の方が迅速な対応が可能	政府 議会 国防省 外務省 内務省 首相府(民間防災局)
ロシア	自然災害及び人災からの国民と領土の保護に関する連邦法(非常事態法;1994 年成立、2000 年改訂)が緊急時における軍の協力を規定。	大統領 非常事態省
中華人民共和国	1. 2010 年 3 月、自然災害時における政府組織や政府内指導者の役割を明記した法律を制定。 2. 2007 年の ASEAN 合意を受け、インドネシアと共同で'ASEAN Regional Forum General Guidelines on Disaster Relief Cooperation'を草稿、第 14 回 ARF 閣僚会議で採択。	国家中央軍事委員会 党中央軍事委員会 国務院 国防部(人民解放軍(PLA))
大韓民国	2009 年成立の「国際連合平和維持活動参加に関する法律」により、1,000 名以下の軍隊派遣時には、国会の同意に先立ち政府が国際機関と暫定的に合意が可能。	政府 議会 国防省